

社会福祉法人神戸新生福社会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人神戸新生福社会（以下「法人」という。）定款の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会及び評議員会

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第9条第1項ただし書きに基づく理事長及び施設長の専決事項については、別表2のとおりとする。

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務代理者の指名（但し、理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については理事会で選任すること。）
- (2) 監事の監査結果
- (3) 行政官庁が実施する検査又は調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (4) 理事長が専決した事項
- (5) その他の役員から報告を求められた事項

(理事の書面による意思表示)

第4条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を、別紙の様式により行うことができるものとする。

(理事会及び評議員会の招集)

第5条 定例の理事会及び評議員会の開催時期は、原則として3月、5月及び11月とし、理事長が召集する。

2 臨時の理事会及び評議員会は、理事長が必要と認めるとき、又は定款第9条第3項若しくは定款第14条第3項に基づく請求があったときに、理事長が召集する。

3 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の7日前までに、開催日の日時、場所及び付議事項を理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(資料の提出)

第6条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、7日前までにこれを提出するものとする。

(開会及び閉会)

第7条 理事会は定款第9条第5項の会議成立要件を満たしていることを確認したのち開会する。

2 評議員会は、定款14条第6項の会議成立要件を満たしていることを確認したのち開会する。

3 理事会並びに評議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第9条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとし、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第10条 理事会及び評議員会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会及び評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録)

第11条 議長は、理事会及び評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 理事長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会及び評議員会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。

3 議事録の署名捺印は、議長、理事会及び評議員会冒頭に指名された理事及び評議員2名が行うものとする。

4 議事録は袋綴じして、議案書とともに保存するものとする。

(欠席した役員等への報告)

第12条 理事長は、理事会に欠席した役員に議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

2 理事長は、評議員会に欠席した評議員及び監事に議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第 13 条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監査の実施)

第 14 条 定款第 11 条に規定する監事の決算監査は、決算理事会（5月）開催日の2週間前までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査報告)

第 15 条 監事は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し、署名捺印のうえ理事長に提出し、次期理事会において報告しなければならない。

第 4 章 役員及び評議員の選任

(選任手続)

第 16 条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会において、次期役員となるべき者を選出し、評議員会の同意を得たうえで、選任された役員に委嘱状を交付しなければならない。

2 理事長は、評議員任期満了直前の理事会において、次期評議員となるべき者を選出し、理事会の同意を得たうえで、選任された評議員に委嘱状を交付しなければならない。

3 次期役員及び評議員となるべき者は、新任期開始日前に就任承諾書及び履歴書を理事長あて提出しなければならない。

(中途退任)

第 17 条 役員及び評議員は、やむを得ない事由により、任期の中途において退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 18 条 役員及び評議員の欠員補充については、第 16 条の規定を準用する。

(役員等名簿)

第 19 条 理事長は、役員及び評議員の選任後速やかに役員等名簿を作成し保存しておかなければならない。

第 5 章 公印管理

(公印管理)

第 20 条 公印管理に関し必要な事項は、公印管理規程に定める。

第 6 章 文書管理

(文書の管理)

第 21 条 文書管理に関し必要な事項は、管理規程に定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。